Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	清代のヴェトナム・ビルマ銀
Sub Title	Silver from Vietnam and Burma during the Ch'ing (清) Period
Author	和田, 博徳(Wada, Hironori)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.33, No.3/4 (1961. 4) ,p.119(377)- 138(396)
JaLC DOI	
Abstract	It is well known that a great amount of silver, including the Spanish dollars, had flowed into the Ch'ing (清) Empire from the overseas and had a considerable influence upon the social and economic phases in China. But, apart from that, I would like to prove here that some amount of silver, produced in Vietnam and Burma, had been carried by land into China during the Ch'ing Dynasty. The Chinese abroad had been opening the silver mines in Vietnam and Burma since the beginning of the Ch'ienlung (乾隆) era, and the amount of silver carried into China had been enormous, but the silver mines were soon closed through the interferance of the Ch'ing government and the local government. Thus the incoming of the Vietnam and Burma silver into China was short-lived, and, the reason can be traced to the fact that the Ch'ing government in the Ch'ien-lung era had been abundant in the possession of silver. And the shortage of silver of the Ch'ing government during and after the Opium War gave rise to the controversial discussions among some Chinese intelligents concerning the reopening of silver mines in Vietnam and Burma.
Notes	史學科開設五十周年記念 T
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610400-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清代のヴェトナム・ビルマ銀

和田博德

dollar) 陸路を通つて、 である。 るに此の清代に於けるヴェト した外國銀は右の 外國銀の流入は明末より阿片戰爭前に至る中 を首め多額の銀が海舶貿易によつて齎らされたことについては旣に周ねく知られてゐる。 よつて、こゝに清代のヴェト ヴェ 西班牙弗その他の如く海を越えて舶載されて來たものばかりでは 1 ナム (安南) ナム ٠ 及びビルマ ピ ナム ル マ銀の流入といる興味多い事實については未だなほ殆んど知られてゐない ė ピ ルマ銀について明かにしたいと考へる。 (緬甸) 國の 社會經濟に 重大な影響を與へ 産の巨額の銀がまた清代の中國へは流入してゐたのである。 たので、 なかつた。實はそれらとは全く別に 清代に西班牙弗 しかし、 清代に流入 (Spanish やう 然

有名な清代の學者、 趙翼が著はし た簷曝雑記 四卷 の 緬 甸 安南出銀」と題する記述 (以下に簷曝雜 記と略稱する)

見ると、

奥ο 銀 0回二省用銀 本出內地、 錢0 今內地諸山 悉o · 南諸番載來貿易者。 有銀鑛處、俱 取盡、故採至滇 $\widehat{\mathbf{B}}$ 演邊外則有緬屬之大山廠**、** 激 然滇中惟 樂馬 廠歲 粤o 西。 邊。 出銀 (數萬而) 外。 則有安南之宋星 己。 他皆恃外蕃 廠。 銀 皆 $\widehat{\mathbf{A}}$

清代のヴェトナム・ビルマ銀

(三七七) 一一九

史

領の宋星廠といふ銀礦へ中國人が往つて採る銀との二種があることを傳へてゐる。 外國銀には、(A) とあり、 番が載來する銀錢といふのは勿論、 もう一つの(B)ヴェトナム・ビルマへ中國人が往つて採る銀とは一體いかなるものであらうか。 清代には中國內地の銀は取盡くされ、雲南に僅少の銀產があるのみで、銀の大部分は外國から來たとし、その 而彼地人不習烹鍊法、 福建・廣東に海南諸番が載來する銀錢と、(B)雲南邊外ビルマ領の大山廠及び廣西邊外ヴェトナム 故聽中國人往採、 海外貿易によつて舶載されて來た西班牙弗などの銀貨を指すものに 彼特設官收稅而已。 大山廠多江西· 此の中、 湖廣人、宋星廠多廣東人。(下) (A) 福建・廣東に海南諸 相違ない。 かゝ

簷曝雑記の前揭記事の後の方には、

阮朝の實錄である大南寔錄の正編第二紀 ナムの宋星廠からも多額の銀が中國へ齎らされたことを傳へてゐるが、その數量を擧げてゐない。 大山廠」採銀者歲常有四萬人、 ビルマの大山廠から中國人は歳に百餘萬兩といふ巨額の銀を齎らし歸つたと述べてある。 人歲獲利三四十金、則歲有一百餘萬、 百二 明命二十年 (一八三九) 五月の條に、 **齊回**〔中國〕內地。 **簷**曝雜記はま しかしヴェト たヴェ ナム

四七年(道光二十七年) といふ巨額の銀が清代の中國へ齎らされたのを知ることができる。かくの如き事情は西洋人の記錄にも傳へられ、一八 と見える。こゝに送星銀礦とあるのは後に述べる如く宋星廠と同じであるが、これによつて宋星廠からも歳に二百萬兩 「シナ各地の銀礦は既に廢礦となり、或は封閉されてゐるが、 我國送星銀礦極旺、 常に二萬人のシナ人が採鑛に從事し、 而僅徵商稅、 に刊行された R. M. Martin の"China, Political, Commercial and 聽淸人採取、 毎年二百萬兩の銀をシナへ齎らす」旨が述べてある。 歲得紋銀二百萬兩、 シナの銀の得られる最も豐富な銀礦はビルマ及び安南に 暗齎以歸。〔淸國〕 Social" には、

ぬが、 る。 論 も從来の如く無視することは決して許されないであらう。 るであらう。 以上の諸記錄に示された歲に百餘萬兩とか二百萬兩とかいふ銀の數額は概數であつて、精確な實數ではないか 從つて清代に於いて、海外から流入した西班牙弗などの銀とは別に、 海外貿易によつて齎らされた西班牙弗その他の銀の年間流入額と比較しても、 それにしても清代にヴェトナムとビルマの銀礦から頗る巨額の銀が中國へ流入したらしいことは充分に推 實に歲に數百萬兩に達する此の銀額は當時の雲南その他の中國內地の銀の總產額を遙かに凌駕するの ヴェ トナム・ あまり遜色のない程の巨額なのであ ビルマより齎らされた銀のこと る知れ 測 は

__

る。 とになる。 而して趙翼が鎭安知府をしてゐたのは乾隆三十一年(一七六六)より三十四年(一七六九)までの間であるが、 **簷**曝雜記によると、 府をしてゐた鎭安府 厶 トナムの宋星廠とい 0 清代に流入したヴェトナム銀及びビルマ銀の中、 地誌である 大南 宋と送とは中國音でもヴェトナム音でも共に同音なので、宋星と送星とは同一地名の同音異譯に過ぎぬであらう。 多數の中國人がヴェトナムの宋星廠即ち送星銀礦へ往つて、 ふ銀礦の位置について、 (廣西省天保縣)より六日行程の所にあると言ふので、 統志や同慶地輿誌などを調べると、 **簷**曝雜記には 考察の便宜上、先づヴェトナム銀から述べて行くことにする。 太原省の通化府・白通州にある 送星といふ 銀礦が見出され 「宋星廠、 距余 (難) 所守鎭安郡六日程、」と見え、 この條件に適合する所を求めて、 巨額の銀を中國へ齎らし歸つてゐたこ この頃、 ヴェト 趙翼が ヴ 知 エ

送星銀礦 に關するヴ 工 ŀ ナ ム側の史料を檢索すると、 潘輝注の歴朝憲章類誌半| 國用誌 (征權之課) にヴェ

清代のヴェトナム・ビルマ銀

(三七九) 一二一

トナム黎朝の景興二十八年(一七六七)卽ち淸の乾隆三十二年に係けて、左の如き記事が見出される。 景興二十八年、 命阮廷訓・吳辰任等、 往送星廠、 隨宜撫勦客人、不果而還。 (略)近來場廠盛開、 監當大集外國客人

採之、以廣稅課、於是一廠庸夫、至以萬數。(略)其中多潮韶(州·韶州)人。(略)朝廷以化外視之、 惟要正稅課而已。

(略) 客人緍被髮着北入服、 得銀卽帶回本國。 旣入彼國、係是非復我銀。(略)

證するものであらう。 を知り得るが、これは正に篬曝雜記に趙翼が述べる所と符合してをり、宋星廠と送星廠とが同一の銀礦であることを確 年即ち乾隆三十二年の頃に萬を以て敷へる多數の中國人がヴェトナムの送星廠に來て、銀を中國へ携帶歸國してゐたの 興二十八年正月の條にも載せてあるが、それには客人は明瞭に清人と書き代へてある。この記事によつて、景興二十八 この記事の中の客人とはヴェトナム在留の中國人を指すのであつて、これとほゞ同じ內容の記事は越史通鑑綱目卡三景

事の中に、「不果而還」と見える如く、たまたま時の鄭氏の支配者鄭楹の死によつて中止されたので、これより八年後の中に、「不果而還」と見える如く、たまたま時の鄭氏の支配者鄭楹の死によつて中止されたので、これより八年後 つたから、右の記事に言ふ景興二十八年の中國人撫勦が行はれることになつたのである。しかし、此時の撫勦は右の記(8) の景興三十六年(一七七五)卽ち乾隆四十年に、また撫勦が行はれるに至つた。 まま放置できるわけもなく、而も當時、黎朝を擁して北ヴェトナムの實權を掌握してゐた鄭氏は常に華僑抑壓政策を採 くの如く、乾隆三十年代に數萬に上る多數の中國人が送星廠に集まつたことに對しては勿論、 ヴェトナム側がその

たにも拘はらず、大南寔錄や越史通鑑綱目その他のヴェトナム側の史料には全く記載されてゐない。これはヴェトナム 現存史料は多く阮朝の手に成つたものなので、 この乾隆四十年の送星廠に於ける中國人撫勦は後述の如く、 阮朝の統一以前のヴェ 中國・ヴェトナム關係に於ける相當に重要な事件であつ トナム北部に關する記事は甚だ少い故であらう(B)

てあつて、 と思はれるが、幸ひにも中國側の史料旬刊(第二十一・二十二期) 詳しく此の事件について知ることができる。 「安南脫回廠徒案」 に「安南脱回廠徒案」といふ當時の根本史料が載 の中に收められた兩廣總督李侍堯の奏摺

該國王差宣光・諒山・高平・太原四鎭目、 安南一帶山場多產五金。送星銀廠、鑛砂旺盛、 查封槽口、 夷民不諳採煉、 撤燬塞栅。 向爲內地民人開穵。(略)〔乾隆四十年〕 五月初一日、

節に、

送星廠にゐた數萬の廠徒即ち中國人達は解散させられ、その大部分は中國へ脫回したが、千數百名は捕へられて淸朝に 設を撤燬したのであつて、更にこの記事の續きや、「安南脫回廠徒案」に收められた別の多くの記事によれば、 引渡され、清朝はこれらの中國人を犯罪者として扱ひ、やがて後に伊犁その他の地へ流刑に處したのである。 とある。ここに見る如く、乾隆四十年五月にヴェトナム國王(實は鄭氏)は軍を派して、送星銀礦を査封し、 此 その諸施 の際、

續 ヴ の銀を齎らし歸ることも此の乾隆四十年を以て終局を告げたのである。 ムとの國境貿易を行ふことさへ不可能になつたのであつて、そのため遂に中國人がヴェトナムの送星廠へ行つて、 月乙未の條)。從つて、これより以後は從前の如く中國人が廣西方面から ヴェトナムへ出境するのは ェトナムとの國境を閉鎖して、 いて同年十一月には中國人とヴェトナム人との國境に於ける貿易をも全く停止させるに至つた(淸寶錄乾隆四十年十 更に此の事件の結果は清實錄にも見えるが、それによると、事件直後に當る同じ乾隆四十年の六月に淸朝は廣西省と 中國人が爾後ヴェトナムへ出境することを嚴禁し(清實錄乾隆四十年六月甲辰の條)、 勿論、 ヴェトナ 巨額

清朝は少しも抗議しなかつたばかりでなく、反つてヴェトナム側の華僑抑壓に協力して、中國入達を處罰し、 ところで、 かくの如くヴェトナムが送星廠を封閉し、 その採掘に從事してゐた數萬の中國人を撫勦したのに對して、 更にヴェ

清代のヴェトナム・ビルマ銀

である。 は送星廠に於ける數萬の中國人達の生命財產を保護せず、反つてヴェトナ ち華僑を保護せぬのみか、寧ろ犯罪者として處罰するといふのは有名な中國古來の傳統的政策であつて、 國人達が械鬪を起して、ヴェトナムと事端を滋したからであると說明されてゐる。 さへ將來したのは何故であらうか。 トナムへ と根本的な理由があつたことを考へなければならないであらう。 の しかし、 出境を禁じ、 此の場合、 ヴ 工 清朝が中國人達に送星廠へ往つて銀を採るのを禁絕した理由はこれだけでなく、 } ナムとの貿易も停めて、遂に折角の送星廠からの巨額の銀の流入をも自ら禁絕する結果 清實錄や「安南脫回廠徒案」によれば、 ム側の撫勦に乘じて、 その理由は送星廠に於ける廣東省出身の中 このやうに國外へ出境した中國 彼等に彈壓を加 此の時も清朝 別にもつ たの 人即

弗を首め多額の銀が海外から流入し、 十年にヴ 財政經濟上からも清朝當局者の容易に見逃がし得ぬ不都合な事態であつたに相違ない。これらの事情こそ清朝が る。從つて、 官憲の取締まり難い出境中國 送星廠の中國人達が彈壓された乾隆四十年といふ頃は、 } その上更にヴェトナムから銀を是非とも輸入しなければならぬ必要などは全く無かつたであらう。 ナ 厶 からの 巨額 の銀の流入を敢へて禁絕するに至つた根本的な眞の理由であつたのではなからうか 人が密かに國境を越えて、巨額の銀をヴェトナムから齎らし歸ることは、 當時の清朝は銀を極めて豐富に 周知の如く清朝の最盛期であつて、廣東貿易を通して西班牙 所有してをり、 財政が最も 饒裕で あつたのであ 治安上は勿論 否寧ろ 乾隆四

=

忽ち淋れてしまつたやうである。それは前述の中國人撫勦の際に於ける銀礦施設の撤燬のためばかりでなく、 以上の如き事情で中國との關係が絕え、 ヴェト ナム人の手に歸した乾隆四十年以後の送星廠は從前の隆盛を失つて、 最初に掲

間、 年銀稅一百兩、」とあり、 額は到底かの乾隆四十年以前に中國人が採鑛してゐた頃の旺盛に比較し得べくもなかつたことが窺はれよう。 の採掘もまた嘉隆二年(一八〇三)に再開されるに至つた。 朝が亡んで、阮朝がヴェトナムを統一すると、銀流通の促進政策を行つたので、各地銀礦の開採が企てられ、朝が亡んで、阮朝がヴェトナムを統一すると、銀流通の促進政策を行つたので、各地銀礦の開採が企てられ、 げた簷曝雑記に「彼地人不習烹煉法、 大南會典事例の右の文の直ぐ續きには、 在太原省、 年以後引續き封閉されたまゝであつたか、若しくは極めて僅かな採銀しか行はれてゐなかつたからであらう。 なかつたことなどにも原因があると思はれるが、 送星廠に關する記事は、 嘉隆二年再開、 送星銀礦の銀產は次第に消滅し、衰微して行つたことが知られる。 同年銀稅一百五十兩、」とあるが、この僅か一百五十兩といふ稅額から推しても、 中國及びヴェトナムの何れの史料にも全く見えない。これは恐らく送星銀礦が景興三十六 故聽中國人往採、」とあるやうに、 「(嘉隆)十六年(一八一七)、奏準勘見銀礦消減、 とにかく乾隆四十年即ち景興三十六年より黎朝の滅亡時に至るまで 即ち大南會典事例十二 戸部雑賦 當時のヴェトナム人が 採鑛技術に 場廠彫零、 (銀礦) の條に、 量減五十兩、 習熟してゐ 送星銀 その銀産 しか 「送星 存同

對象外にあつたことを示すものであらう。 行 中に送星銀礦の名は見えないのである。これは當時、 はれた。 ナム諸省の金銀礦の實情調査を行はせたことを記し、 かくして、大南寔錄の正編第二紀卷一百明命二十年(一八三九)二月の條に、明命帝が戸部の奏請に基づいて、 その事情は大南寔錄の正編第二紀卷二明命二十年五月の條に左の如く記してある。 然るにその直後に當る同じ明命二十年の五月に、 その時に調査した金銀礦の名が全部で三十も擧げてあるが、 送星銀礦の銀産が全く衰微してゐたので、既にかやうな調 突然また送星銀礦の開採 北ヴ 査 そ エ 0

遣辦理戶部潘淸簡 聽淸人採取、 歲得紋銀二百萬兩、 往太原、 開採送星銀礦。 暗齎以歸。 初帝覽清國京抄、 、略)乃命淸簡帶同侍衞、 見清直隸總督琦善言、 護衛驛往礦所、 我國 送星銀礦 撥省庫錢四五千 極 而 厚雇

清代のヴェトナム・ビルマ銀

多人、 倂與礦夫等採辦。 略下

豐旺な銀産について述べた直隷總督琦善の言を淸國の京抄で覽たことが動機になつた點である。(4) 即ち明命帝は有名な潘淸簡を遣はして、送星銀礦の再開を俄かに企てたのであるが、その結果は 大南正編列傳二集十六即ち明命帝は有名な潘淸簡を遣はして、送星銀礦の再開を俄かに企てたのであるが、その結果は 大南正編列傳二集卷二 阿片戰爭期の著名な人物で、 ないで失敗に終はつたのである。ところで、ここに注意すべきは此の突然の開採は、明命帝が嘗ての送星銀礦の極めて 潘淸簡傳に がまた論ずるに至つたのは何故であらうか。 當時、 銀産が減少して全く衰微し、 「【送星】 銀礦銀氣未甚豐旺、 林則徐に代つて廣東でイギリスとの 交渉に當る 直前まで直隷總督の 任にあつたのである ヴェトナムの明命帝にさへ忘れられてゐた送星銀礦の嘗ての旺盛について、彼 採得無幾、」と見えるやうに、やはり明命帝の期待した如き豐富な銀は得られ 琦善は言ふまでもなく

時、 送星銀礦のことをまた想起するに至つたものであらうと考へられる。 明命帝が送星銀礦の再開を命じた明命二十年五月は清の道光十九年五月に當り、 なると、その狀態は顯著になり、淸朝は漸く銀の不足を如何にして補ふべきかの方策に腐心するやうになつた。 輸入が次第に増大するにつれて、 をり、また廣東貿易によつて多額の銀が海外から流入してゐた故である。 既に明かにした如く、 直隷總督であつた琦善は銀の不足を補ふ方法の一つとして、嘗て乾隆四十年以前に巨額の銀を中國へ齎らした所の 清朝が送星銀礦からの銀の流入を乾隆四十年に禁絕したのは當時の清朝は銀を豐富に所有して 從來、 中國へ流入してゐた西班牙弗などの銀は逆に流出し始め、 しかし周知のやうに嘉慶・道光以後、 恰も阿片戰爭勃發の直前であつて、 阿片戰爭直前 阿片の の頃 述

の

く銀礦を開採すべきことが强く主張してあるが、その一節に、 に著はされた名高い魏源の聖武記盤十武事餘記 れる所となつたのであるが、ビルマの銀のことも同樣な事情で同じ頃にまた關心を持たれるに至つた。 かくの如く中國に於ける銀が漸く不足して來た阿片戰爭の頃に、嘗てヴェトナムより流入した銀のことは再び注意さ (軍儲篇二) には當時に於ける銀の不足を解決する方法として、 阿片戰爭の直後 あまね

乾隆中、 茂隆場之吳尚賢、獻場於朝、反爲官所捕治、 騰越邊外有桂家銀場、 爲緬夷所憚。 永昌邊外有茂隆銀場、 於是兩場之練勇皆潰散、 爲猓夷所憚。及桂家場之宮裏雁、 緬夷遂猖不可制 爲邊夷誘殺'

擧げた簪曝雜記に見えるビルマの大山廠銀礦と如何なる關係にあるかについては後に考へることとして、先づ茂隆銀 文獻通考光十六四裔考の葫蘆國の條に、 について調べて行くことにする。 とあり、乾隆中に採鑛されたビルマの桂家場及び茂隆場といふ二つの銀礦について述べてゐる。此の二つの銀礦が前 茂隆銀場の位置について聖武記にはたゞ永昌の邊外とあるのみで明かでないが、

K

葫蘆國一名卡瓦界、接永昌府東南徼外。 (略) 北接耿馬宣撫司、 西接木邦、 南接生卡瓦、 東接孟定土府、 距永昌府十

八程。 (略) 其地茂隆山銀廠。 略下

とある。 はせて、今日のワ族の住地であるビ 人は葫蘆國と言つたのである。從つて、茂隆廠のあつた葫蘆國は右の皇朝文獻通考の記事に示された其の四至と考へ合 知るが、卡瓦とは首狩の習俗で名高いワ への茂隆銀場は滇繋の著者である師範の緬事述略に、 (8) この記事や清實錄の乾隆十一年三月壬辰の條その他によつて、茂隆銀場は葫蘆國一名卡瓦の界にあつたことを ルマの (Wa)Northern Shan States 族の中國稱呼であつて、(6) の中の ワ族の酋長を戴く部落を指して、 Wa State に比定できるであらう。 當時の 國

消代のヴェ 1 ナ ビ 此

(三八五) 二二七

至乾隆十一年、 而吳尙賢出、 吳尙賢者石屛州民也、 家貧走廠、 抵徼外之葫蘆國、 (幹) 開茂隆廠

縺の嘯亭雑錄 缶の「緬甸歸誠本末」といふ記事 にも簡略に左の如く記してある。 とが知れる。 に、「今在彼 と述べてあるやうに雲南省石屏州の民、吳尙賢が乾隆十一年に開いた銀礦であるが、 (茂隆廠) しかし、その採鑛期間は頗る短かく、僅か數年にして終はつた。その終末の事情は緬事述略や、 打醴開鑛、 及走廠貿易者、不下二三萬人、」と見えるので、 (以下に嘯亭雑錄と略稱する) などに見えるが、 忽ち多數の中國人が採鑛に赴い 清實錄の乾隆十一年六月甲午の條 聖武記光乾隆 征 禮親王昭 緬

被演吏借事斃諸獄。 乾隆十八年、 茂隆場商吳尙賢說緬入貢。 於是茂隆銀場衆皆散。 使至京、 錫賚如例。 而吳尙賢

賢は此の王に淸朝への入貢を說き、北京へ遣使させたと言ふ。しかし、淸實錄(乾隆十六年六月丁未・庚申の條) ディーパティ 年に亡んでしまつたので、 七七)にまた開採されたが、その銀産は嘗て吳尙賢等が採鑛してゐた頃の繁榮には遠く及ばず、「開採年久、 てしまつたのである。なほその後、 述略を見ると、吳尙賢は此の乾隆十六年の遣使に隨行したが、その歸途に雲南で淸朝の官吏に逮へられ、やがて同じ年 め緬事述略や嘯亭雑錄などは何れも此の遣使を乾隆十六年に係けてゐるし、またトングー朝は一七五二年即ち乾隆十七 こゝに見える緬酋麻哈祖とは乾隆初期頃にビルマを支配してゐた トングー(Toungoo)朝最後の國王マハーダマヤザ・ に獄死したのであつて、その結果、 (Mahadammayaza Dipati 在位 1733—52)のことに相違ないが、右の記事によれば乾隆十八年に吳尙 聖武記に乾隆十八年とあるのは十六年の誤りでなければならぬ。 茂隆廠は大淸會典事例 四十三 や永昌府志 十二 などによると、 前掲の聖武記の記事にも見える如く、茂隆廠に於ける多數の中國人廠徒は ところで、嘯亭雑錄や緬事 乾隆四十二年(一七 硐老山空、 皆

礦砂無出、」 と言ふ狀態で、 遂に嘉慶五年 (一八〇〇) に至つて全く封閉された。

頗る巨 廠が失はれてから、中國では銀貴錢賤になり、官民は其の累を受けたと述べてある。また同じく檀萃の滇海虞衡志||志 چ 金 石紀は、 記錄には、 かくの如く乾隆十一年に吳尚賢によつて開かれた茂隆廠は早くも同十六年には衰微したが、しかし此の短か 額の銀を中國 「自吳尚賢死、募(茂)隆遂爲夷人所據、(略)於是銀貴錢賤、官民坐受其累、」とあり、吳尚賢が死 へ齎らしたのであつて、 光緒雲南通志十二(食貨志八之一)に收められた檀萃の「茂隆廠記」 んで茂隆 い期間に とい

昔滇銀盛時、 銀耗銅充、 每銀二十四銖至準銅錢二千五六百、遠處且準至三千四千、官民交受其困。 (略) 外則永昌之募龍、 歲出銀不貲、故南中富足、且利及天下。大吏不達時政、 禁銀廠以專銅廠、 自是

ないかと思はれるが、何れにしても、 ر با ه 代の銀價は普通銀一兩が錢七八百文位であり、乾隆四十年頃から銀一兩が錢干三四百文になつたとされてゐるから、 れに比べて、 銀二十四銖卽ち一兩が銅錢二千五六百文、或は三四千文にも當るやうになつたと述べてゐる。 これによれば、 と見える。これは前掲の茂隆廠記の記事を敷衍したものであり、こゝに募龍とあるのは茂隆の同音異譯に相違ない に大きな影響を與へたかは充分に察せられよう。 恐らく此の樣な甚だしい銀價の騰貴は當時の全國的狀態ではなく、雲南方面に起つた局地的な現象を指すものでは 茂隆廠が禁ぜられて以後の銀價は頗る高く、 茂隆廠の豐富な銀産の利は天下に及んだと言ひ、茂隆廠が禁ぜられてより銀が不足して銀價が騰貴し、 これによつて、 當時の茂隆銀礦が如何に多額の銀を中國へ齎らし、その社會經濟 これでは官民交。困しんだのも 當然と言はなければならな 先學の研究によると、清 が

清朝官吏が乾隆十六年に吳尙賢を捕へて、 かくの如き多額の銀を中國へ 齎らした茂隆銀礦の中國 人廠徒達

清代のヴェトナム・ビルマ銀

を解散させてしまつたのは何故であらうか。その理由は淸實錄の乾隆十一年六月甲午の條に、「議政王大臣等議覆、(略) て銀を最も豐富に所有してゐたので、また別にビルマからも銀を輸入しなければならぬ必要など少しも無かつたからで 窺はれる如く、 臣等以卡瓦遠居徼外、吳尙賢越境開鑛、 した中國人を處罰するといふ傳統的な華僑對策によるものであるが、更に根本的には乾隆時代の清朝は廣東貿易を通じ 既述のヴェトナム送星銀礦に於ける中國人廠徒達の解散の場合と同樣であつて、直接には越境して開礦 似屬違例、(略) 査定令止禁内地民人、潜越開礦、(下)」と見える記事によつて

の永曆帝を吳三桂に擒送して以後、永く淸との關係を絕つてゐたから、此の乾隆十六年の朝貢はビルマの淸朝に對する(タキ) 對する態度の變化を指してゐるものと考へられるが、それでは此の聖武記の記事に茂隆銀場と並記されてゐる桂家銀場 れてから、「緬夷遂猖不可制、」と見えるのは、以上の如きトングー朝とアラウンパヤ朝との交代に伴ふビル く、此の時始めて朝貢したものであらう。しかし新興のアラウンパヤ朝はその勢が頗る盛んで、また清に朝貢しなくな 最初の朝貢であつたわけである。恐らく正に衰亡に瀕してゐたトングー朝は吳尚賢の仲介に乘じて、淸朝の力に縋るべ に滅亡して、翌十七年(一七五二)には新らしくアラウンパヤ(Alaungpaya)朝が興つた。 あらうと考へられる。 つたばかりでなく、遂に進んで清の雲南領をも侵したので、後に有名な乾隆三十一年より同三十五年に亙る清軍のビル マ遠征を惹起したのである。 既述の如くビルマのトングー朝は乾隆十六年(一七五一)に茂隆廠の吳尚賢に説かれて淸朝へ朝貢したが、その直後 五 第四節の初めに掲げた聖武記四 武事餘記(軍儲篇二)の記事に茂隆場の吳尙賢が捕へら トングー朝は清初に南明 マの淸朝

といふのは如何なる銀礦であらうか。

the Shan States" 王昶の征緬紀略に 銀場といふのは今日のボ 從事してゐた遺址が隨處に見出される旨を皆ひとしく記してゐる。これによつて、 ると、ボード らぬことになるが、 できると思ふ。 の屬する雲南國境に近いワ族地方からアヴァに至る途中に當る地であるに相違ない。このやうな地で、錫泊(hsi po)・ 正月〕丁巳、〔吳尙賢〕 られよう。そして嘯亭雑錄の中に吳尙賢がトングー朝の國都アヴァ(Ava)へ赴いた時のことを記して、「〔乾隆十五 ー=ラシオ鐵道沿線の要地である。さうすれば、宮裏雁の居た桂家銀場の位置はシポーとスムサイの附近でなければな 聖武記の記事に (Bawdwin) (sung sai) ウィン銀礦の起源は明らかでないが、恐らく中國人によつて開かれたらしく、嘗て多數の中國 シポーとスムサイは何れも雲南國境方面からラシオを經て國都アヴァへ行く途中にあり、 銀礦が思ひ浮かぶことであらう。 は、 「宮裏雁者、 を求めれば、 此の邊りにある銀礦と言へば、 を首め、N. M. Penzer や 桂家銀場に宮裏雁といふ者がゐたと述べてあるが、乾隆朝に於ける淸軍のビルマ遠征に從軍した 至錫泊、 ードウィン銀礦に當るのではないかと先づ考へられよう。 宋賽・錫泊頭目、」とあるから、 錫泊はシポー 庚子至宋賽、」とあり、 (Hsipaw) ½′ H. L. Chibber 等のビルマの礦産に關するイギリス人の諸著書を見 そこで有名な J.G. Scott の "Gazetteer of Upper Burma and 直ちに今日のビルマに於ける代表的な銀礦として名高いボードウィ 錫泊と宋賽とを途中で通過してゐるので、 宋賽はスムサイ 宮裏雁は宋賽・錫泊といふ地方に 據つてゐたことが (Hsum Hsai) にそれぞれ容易に比定 中國の記錄が傳へる乾隆時代の桂家 錫泊・宋賽は茂隆廠 今日のマンダ 人が採鑛 年 に

もとより桂家の同音異譯であらうが、ここに貴家(桂家) ところで嘯亭雑録には 桂家は貴家と記され、 「貴家者、 は波龍廠に據つて銀を採るとあるので、 略中 據波龍廠採銀、 貴家頭目宮裏雁、」 と見える。 桂家銀礦はまた波龍

清代のヴェトナム・ビルマ銀

廠とも呼んだことがわかる。そして波龍廠については趙翼の皇朝武功紀盛淵平定緬甸述略に淸の將軍、 がビルマのアラウンパヤ朝を討つため、 乾隆三十二年にその地を通過した際のことを記して、 明瑞の率ゐる軍

【明瑞軍】得出過波龍老廠・新廠。 貴家所採銀處、民居遺址徑數里、計當日廠丁不下數萬、已俱爲賊衝散盡、 愀然

者久之。

瑞の軍が通過した頃には既に遺址のみとなつてゐたのである。ここに至つて思ひ出すのは初めに擧げた養曝雜記に記す ビルマの大山廠といふ銀礦のことであつて、簷曝雜記には、 とある。ここに見える賊とはアラウンパヤ朝のことであるが、これによれば、波龍廠はアラウンパヤ朝に滅ぼされ、明

楚入所居、採銀者歲常有四萬人。人歲獲利三四十金、則有歲一百餘萬、賚回內地。 大山〔廠〕自與緬甸交兵後、廠丁已散、無復往採者。明將軍曾過其地、老廠・新廠兩處民居遺址各長數里、 皆舊時江

ると、兩者はその內容が殆んど一致してゐるので、波龍廠と大山廠とは同一銀廠の異名に過ぎぬであらうと思はれる。 また王昶の征緬紀略に、 とある。この中の明將軍は卽ち明瑞であるが、同じく趙翼の手に成つたこの記事と前掲の皇朝武功紀盛の記事とを比べ

Mountain を意味する Tashan といふ語で呼ぶこと及び、その地方の住民は Palaung 族が最も數多いことが記され は多數の江楚人が採銀してゐたとあるのと類似してをり、愈、波龍廠と大山廠との同一銀礦であることを確信させる。 と見え、波龍廠には多數の江西・ かくてまた J. G. Scott 波龍山者產銀、時以江西・湖廣及雲南大理・永昌人、出邊商販者甚衆、且屯波龍以開銀鑛爲生、常不下千萬人。 の書を繙くと、同書の Palaung 湖廣等の人々が採鑛に從つてゐたとあるが、 族の項に、ボードウィ この點でも前掲の養曝雜記に、大山廠に ン銀礦の屬する地方を中國人は Great

考へられよう。 てゐる。右の Tashan とは勿論「大山」の音譯であるに相違ない。さうすれば、鶯曝雜記の大山廠とは中國人がボード の音譯であつて、波龍廠といふのはボードウィン銀礦が Palaung 族の住地に所在するために付けられた名稱であると ウィン銀礦を指した呼稱であることは明かであらう。さうして波龍廠の波龍は恐らく Palaung 或はその變形 Polung

の攻撃を蒙つて終結せしめられた。即ち嘯亭雑錄に、 額の銀を中國へ齎らしたのである。しかし、このやうな中國人による盛んな採鑛もやがて前述の如く、アラウンパヤ朝 比定されることが明らかになつたが、此の銀礦も旣に述べたやうに數萬の中國人が採鑛に從ひ、歲に百餘萬兩に上る多 以上によつて、中國の記錄に桂家廠・波龍廠・大山廠などの名で見える銀礦は皆同じくビルマのボードウィ ン銀 K

婦二千餘人、渡滾弄江奔蠻東蠻弄、勢甚窮蹙。 〔乾隆二十三年二月〕、於是甕藉牙冦刦波龍廠。(略) [二十四年三月]、波龍廠衆多歸於內地。 (略) 宮裏雁率兵練男

目、宮裏雁も甚だ窮蹙したのである。かくして前揭の皇朝武功紀盛や蒼曝雜記に見える如く、明瑞の軍が波龍廠の地を 通過した乾隆三十二年の頃には旣に中國人の往きて銀を採る者もなく、たゞその遺址が存するのみであつたのである。 二月に波龍廠はアラウンパヤに冦刦せられ、そして翌二十四年三月には波龍廠衆の多くは中國內地に歸り、やがてその頭 とある。この中の甕藉牙とは周知の如くアラウンパヤの中國呼稱であるが、これによれば、乾隆二十三年(一七五八)(2)

六

上述によつて、 清代に多額の銀を中國へ齎らしたヴェトナムの送星、 ビルマの茂隆・桂家などの諸銀礦の位置や、 そ

清代のヴェトナム·ビルマ銀

史

桂家廠とが中國人によつて開採され始めた時期については推定するより外にない。 赴いて、 れはこれらの銀礦が何れも政府や官吏の手によつて正式に開採されたものではなく、下層階級の中國人出境者が外地 に吳尙賢によつて開採されたといふ前揭の記錄があるだけで、他の銀礦は何もその始源に關して記したものがな つた事情については記錄も存して、ほゞ知り得たのであるが、これに反して、その始源については茂隆廠が乾隆十一年 され始め、 の中國人による採鑛の終末の事情などが明かにされたと思ふ。それではこれらの銀礦は何時頃から中國人によつて開 私に採掘し始めたものであつたことから生じた當然の結果であらう。 中國へ巨額の銀を齎らすやうになつたのであらうか。 旣述の如く、 從つて、 これらの銀礦の中國人による採鑛が終は ヴェト ナムの送星廠とビ ルマ

そこで先づヴェトナムの送星廠の開採時期について考へると、 州客人至二三萬 黎永祐五年、 諸要路立屯、 太原留守黎廷性啓言、 令藩臣戍守以嚴邊備。」 「白通・感化界諒山・高平・保樂之間、 從之。 其後防禁稍寬、 北國人往來開場作煤、 歴朝憲章類誌||輿地誌の太原省通化府の條に、 舊無屯隘、 無有限制。 化外之徒往來自由。 送星廠 州在白通 所留)請 韶

中國人が送星廠へ赴き、銀を採つて歸るやうになつたのは乾隆四年よりも以後でなければならぬことにならう。(3) 國人が往來し始め、やがて送星廠には韶州(康) 出身の中國人が二三萬も留まるやうになつたと言ふのである。 清の乾隆四年に中國との國境に近い太原・諒山・高平・保樂などの方面の邊備を嚴にしたが、 とある。こゝに見える北國人・客人とは何れも中國人のことであるが、これによれば黎朝の永祐五年 次にビ 桂家廠即ちボードウィン銀礦を中國人が開採し始めたのは何時頃であらうか。 その後、 それについては旣述 (一七三九) 防禁が寛み、中 卽ち 如

くイギリス人の諸著書にもその起源を不明としてゐるが、ボード

ウィン銀礦はビルマの内地に位し、雲南に接するワ族

の

ル マの

の地方にあつた茂隆廠に比べて、 中國から遙かに遠距離にあるから、その中國人による開採は茂隆廠よりも當然遅れた

P

のと推定すべきであらう。

始めたのである。そこで問題のヴェトナムやビルマの銀礦は、乾隆初め以後の此のやうな銀礦開採の機運に應じて出現(33) た。 ど行はず、大體に於いて消極的な銀政を採つてゐた。次に銅政の方は淸初以來、(話) ある。 朝は乾隆の初め頃から始めて積極的な開礦政策を採るやうになり、雲南その他の 各地の 銅礦を盛んに 開採するに 至つ たので、銅礦の開採もあまり行はれなかつたが、日本からの銅は康熙の末以降、次第に流入額が減少して來たので、淸(82) 乾隆の初めより以後であるといふことになる。然らば何故、 した多數の中國人鑛山勞働者の一部が、 いて銀を採るやうになつたのであらうか。それを知るためには清朝の鑛政、特に銀政と銅政について少し考へる必要が 以上の推定に誤りがないとすれば、ヴェトナムやビルマの銀礦へ中國人が往つて、開採するやうになつたのは何れも さうしてこの銅礦開採に伴つて、雲南の樂馬廠を首め、中國各地の銀礦も同じく乾隆の初め頃から頻りに開採され 清初には明末の鑛税の害を戒めとして、また海外貿易によつて銀が流入したので、雍正の頃まで銀礦の開採は殆 國境を越えて發展して採掘を始めるに至つたものと考へられるであらう。 乾隆の初め頃より多數の中國人がヴェトナムやビルマへ赴 日本から輸入する銅に多く依存してゐ

國へ齎らしたが、やがて淸朝や現地政權の壓迫によつて衰微してしまつたことが明かにされたと思ふ。而して前に述べ く見積つても乾隆の初めから同四十年までであつて、何れも甚だ短かい間であつたと言ふことができる。これは 人による採鑛が終はつたのであるから、これらの銀礦を中國人が採掘して、巨額の銀を中國へ齎らし歸つた期間は最も長 以上によつて、 ビルマの茂隆廠は乾隆十六年、桂家廠は同二十三年頃、ヴェトナムの送星廠は同四十年にそれぞれ多數の中國 ヴェトナム・ビルマの銀礦は乾隆の初め頃より多數の中國人出境者によつて開採され、巨額の銀を中

清代のヴェトナム・ゼルマ銀

(三九三) 一三五

注意をされたのみで、その事實さへ殆んど忘れ去られるに至つたのであらう。 銀の中國への流入は、その期間が甚だ短かかつたので、嘗て乾隆年間に頗る巨額の銀を中國へ供給し、相當な影響を與 海外貿易による西班牙弗その他の流入期間の長さとは到底比較にならぬ短期間である。このやうにヴェトナム・ビルマ へたにも拘はらず、後世に於いては旣述の如く阿片戰爭前後に琦善や魏源或は英人 R. M. Martin 等によつて、多少の

È

- 記」(小方壼齋輿地叢鈔第七帙)にも載せてある。(2) との「緬甸・安南出銀」と題する記述は趙翼の「粤滇雑
- (π) R. Montgomery Martin: China, Political, Commercial and Social in an Official Report to Her
 Majesty's Government, London,1847, Vol. 1. p. 176.
- 4) H. B.Morse: The Chronicles of the East India Company trading to China, Oxford, 1926, Vol. II. 小竹氏前揭論文六一一七〇頁。百瀬氏前揭論文(上)三一二三頁。
- 庫藏寫本)。 (5) 大南一統志(卷三十五)太原省・土産・銀の條(東洋文

- 洋文庫復刻)五十五葉。 (6) 同慶地輿誌、太原省白通州の條。同慶御覽地輿誌圖(東
- (~) A. Hummel, ed.: Eminent Chinese of the Ch'ing Period, Washington, 1943, p. 75.
- (9) 越史通鑑綱目卷四十三、景興二十八年の條。
- 一、一〇〇頁)。 (10) 山本達郞氏「ハノイの華僑に關する史料」(南方史研究
- (11) 史料旬刊第二十二期·李侍堯摺二。
- 錢の鑄造と流通」(史窓一四、二五一二六頁)。一七・八、三五―五〇頁)。同氏 「安南近世における 亞鉛(12) 藤原利一郞氏「阮朝治下における金銀價の問題」(史窓
- (3) Pierre Daudin et Lê-Van-Phuc: Phan-Thanh-Gian (潘清簡) et sa famille, Saigon, 1941.
- (14) この琦善の言は阿片對策を論じた埼善の「遵旨覆奏禁煙

の中にほゞ同じ內容の文が見える。摺」(中國近代史資料叢刊「鴉片戰爭」第三冊、三三七頁)

(15) 大南一統志(卷三十五・太原省・土産・銀)や、同慶地(15) 大南一統志(卷三十五・太原省・土産・銀)や、同慶地

- 帝國學士院編「東亞民族名彙」六三頁。 帝國學士院編「東亞民族名彙」六三頁。
- (17) 李景森氏「葫蘆王地槪況」(雲南邊地問題研究 下卷二
- (18) 小方壼齋輿地叢鈔第十帙に所收。
- と其の著者」(オリエンタリカー)参照。 本では卷四にそれぞれ載せてある。神田信夫氏「嘯亭雑錄(9) 「緬甸歸誠本末」は嘯亭雑錄の十三卷本では卷五、十卷

消代のヴェトナム・ビルマ銀

- p. 215—216. 麻哈祖とは Mahada の音譯であらう。
- (1) 皇朝經世文編(卷五十二錢幣上)及び滇繫(藝文四)に
- (22) 滇繋(四之一賦産)にも同じ記事が轉載してある。
- 濟史研究所收)。 小竹文夫氏「清代における銀錢比價の變動」(近世支那經(2) 佐々木正哉氏「阿片戰爭以前の通貨問題」(東方學八)。
- (24) 清史稿(緬甸傳)。嘯亭雜錄(緬甸歸誠本末)。
- (25) 春融堂雑記及び小方壼齋輿地叢鈔第十帙に所收。
- (26) Scott: Ibid., Part I, Vol.II, p. 302—304. N. M. Penzer: The Mineral Resources of Burma, London, 1922, p. 50—51. H. L. Chibber: The Mineral Resources of Burma, London, 1934, (南洋協會譯「ビルマ鑛產資源」一五九—一六四頁)。
- (2) Scott: Ibid., Part I, Vol. I, p. 483—484.
- (2) 帝國學士院編「東亞民族名彙」五九一六一頁、パラウン
- (2) 太田常藏氏「アラウンパヤー」(アジア歴史事典1九一(2)
- (3) 越史通鑑綱目の裕宗、永盛十三年(一七一七・康熙五十

(三九五) 一三七

第三·四號

六年)の條に、

國人が送星廠に往くやうになつたのは矢張り乾隆初年以後 と解すべきであらう。 ないので、それが本格的になり、萬を以て數へる多數の中 と見える。これによると、清の康熙末年頃に中國人はヴェ トナムの銀礦へ旣に赴いてゐたやうであるが、その數は少 掘採、 羣聚日衆、 恐生他變、 乃定例。 每礦多者三百人、 十二月、定諸鎮場礦限制。各鎮金銀銅錫諸礦、多募清人 次者二百、少者一百、毋得過數。於是場礦始有限制。

- 31 史稿食貨志五· 鑛政。 百瀬氏前掲論文(社會經濟史學六ノ四、三―四頁)。 清
- 32 究一六ノ四)。山脇悌二郎氏「日淸銅貿易の諸問題」(近世 日中貿易史の研究 佐伯富氏「康熙雍正時代における日清貿易」(東洋史研 所收)。
- (3) 嚴中平氏「淸代雲南銅政考」一—二四頁。

る。 本稿は文部省科學研究費による綜合研究の一部であ

者 紹 介

(三九六)

三八

竹告小智尾智和神詩鈴素淺雲

本會會長、本塾文學部教授 本塾文學部教授

本塾文學部助教授

同

右

本塾商學部助教授兼文學部講師 本塾文學部大學院學生

田を川等崎を田を山を木・子・勝等龍を英を博物四と泰た二と見と雄・康・徳の郎。平の郎。

訂 正

第三十三卷第一號の一二三頁に誤りがありましたので左

法の基礎に關して、田中吉、、マルコポーロの東方見聞錄 にあらわれたニコダールについて、手塚信利の三論文は、 ナチス』竹內直道、"十九世紀初期の英國における工場立 の如く訂正いたします。 詫びいたします。 に入るべきものでした。關係者に御迷惑をかけたことをお 前頁から引續きの大學々部卒業論文(西洋史專攻)の末尾 大學院修士課程卒業論文題目のうち、『ドイツ國防軍と

本塾文學部教授 同 右